

# 災害廃棄物救援協定に基づく支援状況について

とくほう  
特報



府中町揚倉山運動公園



吳市多賀谷公園



坂町北新地グランド

## 1 はじめに

平成30年7月豪雨は、西日本を中心  
に死者・行方不明230人、重軽傷421  
人、住宅全・半壊16,804棟、床上・床  
下浸水29,482棟もの甚大な被害を発生

## 【7月豪雨に伴う広島県の被害】(県最終報より)

区分	被 壊 状 況	対象市町
人的被害	死 亡 108人 行方不明 6人 重・軽症 127人 計241人	11市5町 (市町の70%)
住宅被害	全・半壊 3,917棟 一部損壊 1,898棟 床上・床下浸水 7,935棟 計13,750棟	14市9町 (全市町)
インフラ被 壊	JR: 山陽本線、呉線、芸備線、福塩線運休 道路: 災害規制431区間 広島呉道路 (坂北IC~呉IC) 通行止	

させました。特に広島県は、死者・行  
方不明者の半数に及ぶ人的被害が発生  
し、JR芸備線などのインフラも復興の  
途上にあります。この場をお借りして、  
被害を受けられた皆様にお見舞いを申  
し上げるとともに、一日も早い復旧・  
復興を願っております。

こうした中、当協会は、今回初めて  
県との救援協定に基づく災害廃棄物の  
処理に取り組むこととなりました。本  
稿では、協定に基づく災害廃棄物処理  
の支援状況等についてご紹介します。

## 2 県との災害廃棄物救援協定

当協会は、平成21年1月、前身である(社)広島県産業廃棄物協会の時代に、  
広島県と災害廃棄物救援協定を締結し  
ました。正式名は「地震等大規模災害  
時における災害廃棄物処理等の協力に  
関する協定」と言います。

主な内容としては、

- ①県が市町、協会が会員企業の窓口と  
なること
- ②県と協会が連携しながら、市町の災  
害廃棄物処理を支援すること
- ③協会の初動対応は無償、長期・大規  
模対応は有償を原則とすること  
などを定めています。

今回の災害は、協定締結10年目にし  
て、これを適用する初の事例となりま  
した。

## 3 支援要請

県の支援要請は、雨が一段落した翌  
週からFAXで次々と入ってきました。  
7月10日(火)10:40の第1報(3市町分)  
を皮切りに、翌週7月18日(水)の11:55  
までの間、8日間で計6回の支援要請があり、市町  
数は県全体の4割を超える10市町に及びました。

県の災害廃棄物処理実  
行計画(平成30年8月策定)  
によれば、今回発生した  
廃棄物の量は、17市町  
分・140万tにも及ぶと推  
計されています。その大  
半は、豪雨で流出した廃  
棄物を含む土砂が占めて

いるため、当初の現場作業は、廃棄物  
の仕分け(選別)や仮置き場等への運搬が  
中心となりました。

## 【広島県の災害廃棄物の状況】(県災害廃棄物処理実行計画より)

区分	内 容	備 考
発生推計量	廃棄物混入土砂(含流木) 1,123千t 廃家財等・建物解体廃棄物 290千t 計 1,413千t	12市5町 (市町の74%)
処分方法	・廃棄物の種類の応じて県・市町・民間施設で処理。 ・一部の市町(坂町)については、県が事務委託により二次仮置場以降の処理を実施。	平成31年 12月末までに 処分完了

## 4 支援状況

協会には広島、中央、東部、北部の4  
つの支部があり、災害廃棄物の支援は、  
支部を中心に実施しています。要請が  
あった場合、支部で調査や調整を行い、  
必要に応じてチームを組んで支援しま  
す。

今回の災害では、10市町の要請に対  
し、7月11日の呉市を皮切りに選別・  
運搬等の作業を開始し、8月末時点で7  
市町に対して延31社の会員が支援を行

いました。また、激甚災害の指定が迅  
速に行われたこともあり、7月下旬以降、  
全ての市町で、個別企業との有償支援  
に移行しています。

県の実行計画によると、今回の災害  
廃棄物の処理は、本年12月まで続くと  
予想されることから、引き続き、協会  
や関係企業による息の長い支援の取組  
が必要と思われます。

## 5 おわりに

今回の災害は、県内に甚大な被害を  
もたらす一方で、我々に様々な教訓を  
与えてくれた気がします。

昨今の災害や今回の一連の支援を通  
して感じたことを記し、本稿のまとめ  
とさせて頂きます。

①近年、数十年に一度と言われる災害  
が頻発するなど、災害の激甚化、広域化、  
災害メカニズム等の変化等が生じ  
ていると思われること

②それに伴い、災害に  
関する過去の知識・経  
験が役に立たなくなっ  
ており、将来に備えた  
知見の集積や、従来の  
対策の見直し等が必要と思われること

③広島県では土砂災害が多く、処理業  
者も品目や方式が細分化した専門業者  
が多いことから、土木を含む総合処理  
体制の構築や、平時ににおける支援体制  
づくりが重要となっていること

④近年の災害の激甚化・広域化に伴い、  
処理業者や顧客が被災して域内の処理  
能力(余力)が不足するおそれがあること  
から、広域的支援体制の検討が必要に  
なっていると考えられること

## 【支援市町と支援企業】

市町名	支援開始	支 援 企 業	備 考
呉市	7月11日~	光陽建設㈱、㈱こっこー、東広商事㈱、ダイユウ技研土木㈱(4社)	7月21日~有償移行
三原市	7月16日~	(株)森剛	市から要請
坂町	7月17日~	広島炭化工業㈱、㈱山陽レック、山陽工営㈱、安田金属㈱、㈱シンテツ、㈱マエダ、㈱ISC、(有)ダイイチ企業、丸本鋼材㈱、広兼産業㈱、(株)東洋クリーナー、(株)下岡タイヤ産業、(有)三栄資材、東広商事㈱、富士企業㈱、(株)オキマストラントースト、(株)廿日市クリーナー、(株)環境開発公社、丸伸企業㈱(19社)	有償支援
海田町	7月25日	アサヒプリテック㈱	(1社)
竹原市	8月1日~	(有)ダイイチ企業	(1社)
広島市	8月3日~	(株)瀬野川総業、(有)ダイイチ企業	(2社)
府中町	8月8日~	(有)ダイイチ企業、(株)瀬野川総業、広島炭化工業㈱(3社)	有償支援
計	7市町	延31社	



## 平成30年7月豪雨災害に係る 広島県災害廃棄物処理実行計画

平成30年7月豪雨災害では、県内で約140万トンに上る災害廃棄物が発生しました。広島県では、各市町が策定する災害廃棄物処理実行計画をもとに、全県的な処理の全体像を「平成30年7月豪雨災害に係る広島県災害廃棄物処理実行計画」(平成30年8月31日)としてとりまとめ、市町と連携して計画的に処理を進めています。

### 1 県災害廃棄物処理実行計画の内容

(1)目的  
広島県内で発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定め、早期の復旧・復興を実現する。

(基本的考え方)

- 次の事項に配慮しつつ、適正かつ確実な処理を実現
- 1.『安全』・・・県民の衛生環境や安全の確保を最優先とする
  - 2.『スピード』・・被災地の早期の復興を目指し、迅速な災害廃棄物処理を行う
  - 3.『経済性』・・適正な分別による処理コスト削減、地元企業の活用等により地域の経済的復興を促進

※これらの基本的考え方については、実行計画に先立ち、平成30年8月8日に基本方針として策定・公表。

(2)県・市町の役割

市町	災害廃棄物の処理主体 <input type="radio"/> 廃棄物の撤去、運搬、処分 <input type="radio"/> 仮置場の設置・運営
県	処理主体である市町への支援 <input type="radio"/> 関係団体・機関との広域的な調整 <input type="radio"/> 専門家派遣等による技術的支援 <input type="radio"/> 県管理埋立地(土砂・廃棄物)での廃棄物等の受入れ <input type="radio"/> 市町からの事務委託を受け処理を実施

(3)県計画のポイント

①災害廃棄物発生推計量  
○県内広範囲に約140万tの災害廃棄物が発生し、そのうち約8割が廃棄物混入土砂、約2割が廃家財等及び建物解体廃棄物。

全体	1,413,100 t
廃棄物混入土砂(流木を含む)	1,123,000 t
廃家財等・建物解体廃棄物	290,100 t

○市町別では、呉市(56万t)、坂町(27万t)の2市町で県全体の約6割を占めています。

②二次仮置場の設置、広域処理

○被災現場や、被災現場からの早期撤去・搬出のために設置された一次仮置場から廃棄物を集積し、選別したうえで、処分先への搬出を行う「二次仮置場」の設置場所(11市町15箇所)を具体的に示しました。

二次仮置場設置箇所数	市町
1箇所	7市町(福山市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町)
2箇所	4市町(広島市、呉市、三原市、坂町)

○県管理埋立地(土砂・廃棄物)での廃棄物等の受入れなどを前提に、大量発生市町の広域的な処理の流れを具体的に示しました。

③処理スケジュール

処理目標期間の達成に向け、各市町の具体的な処理スケジュールをとりまとめました。

工程項目	平成30年						平成31年				平成32年		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	11	12	1	2
災害廃棄物処理実行計画策定	策定												
一次仮置場(搬出、撤去)										平成30年12月末終了			
二次仮置場(收集、選別、破碎等)		設置					運営					片付け	
処分(再生利用、焼却、埋立等)							処分						平成31年12月末終了

○一次仮置場の解消 ⇒(目標)平成30年12月末まで

計画処理期間	H30.8月末まで	H30.9月末まで	H30.10月末まで	H30.12月末まで
市町数	3	3	3	8

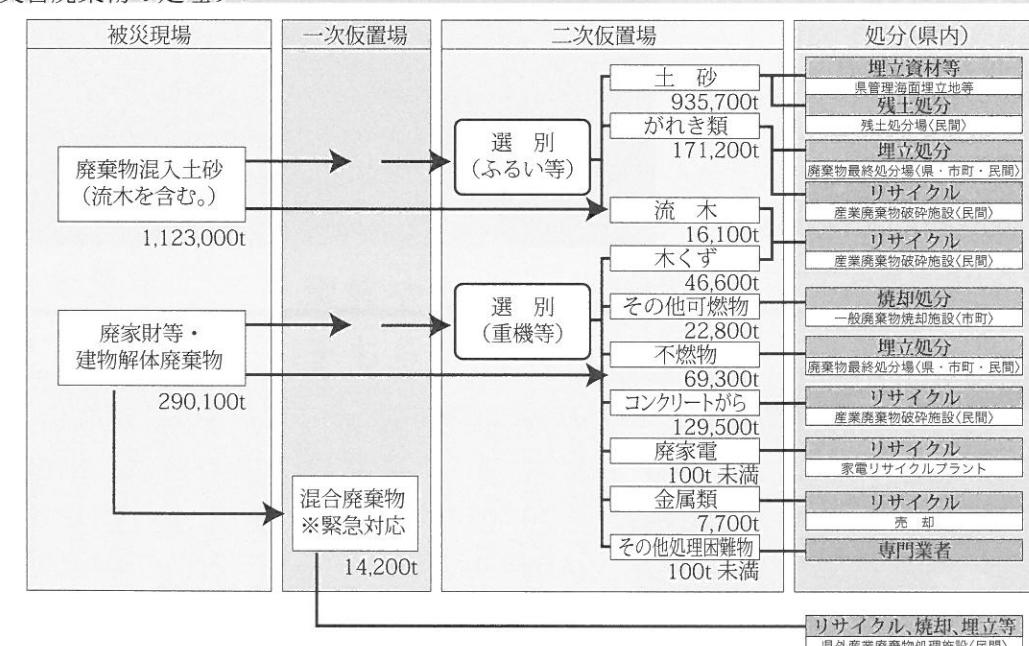
○災害廃棄物の処理 ⇒(目標)平成31年12月末まで

計画処理期間	H30.12月末まで	H31.3月末まで	H31.6月末まで	H31.12月末まで
市町数	3	2	3	9

④事務の委託

自治体の規模に対して大量の廃棄物が発生し、処理に必要な事務の管理・執行が困難な状況となった坂町については、地方自治法に基づき事務の委託を受けて県が二次仮置場以降の処理を実施します。

(4)災害廃棄物の処理フロー



2 処理実行計画に基づく処理の進捗状況(平成30年12月末時点)

○一次仮置場については、30年12月末までに、全体の95%にあたる73箇所が解消しました。残る5%(4箇所)については、生活環境保全上支障のない場所で、今後排出される家屋解体廃棄物などを仮置きするため継続するもので、31年4月末頃までにすべて解消する予定となっています。

○二次仮置場以降の処理については、市町において処分に必要な予算確保や契約事務を行い、設置・運営を行っています。今後も、関係団体のみなさまの協力を得ながら、31年12月末までの処理完了を目指し、着実に処理を進めています。

○大量の災害廃棄物が発生した坂町について、県が二次仮置場以降の事務を受託し、11月から処理を進めています。

一般社団法人広島県資源循環協会  
災害対策等積立金運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、一般社団法人広島県資源循環協会（以下「協会」という。）定款第 50 条に規定する資産のうち、災害対策等に充てる資金の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策等積立金の造成)

第 2 条 協会が実施する災害対策等の費用に充てるため、災害対策等積立金（以下「積立金」という。）を造成する。

2 積立金は、次の各号のいずれかの場合に積み立てることができる。

(1) 災害に係る義援金、寄附金等の臨時収入があった場合

(2) 前年度の一般正味財産増減額に余剰を生じた場合にあっては、その二分の一以内の額

3 積立金は、固定資産たる預金として積み立てるものとする。

(積立金の支出)

第 3 条 積立金は、次の各号の目的のため取り崩して支出することができる。

(1) 市町等が行う災害廃棄物処理の支援（有償契約によるものを除く）

(2) 災害対策機材等の整備

(3) 災害に係る義援金等の支出

(4) 前各号に準ずるものとして理事会が承認した用途

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。

【申合せ事項】

○積立金の当面の目標額を 1 千万円とする。

会費の改定（案）

当協会が、社団法人として活動を開始した平成 3 年度以降、見直しを行っていない会費について、次を目的とする改定を行う。

1 目 的

○将来を見越した財政基盤の強化と会員サービスの向上  
(2017 年度会費収入割合：全国平均 60% vs 広島県 35%)

○県との災害救援協定に基づく災害廃棄物処理支援のための財源確保  
(災害対策等積立金の創設：当面の目標額 1,000 万円)

○過去を含めた消費税対応  
(現行 8 %未対応)

2 改定（案）

各会員区分について、2020（令和 2）年度と 2023（令和 5）年度の 2 期に分けて、通算 40% の会費の改定を行う。

会員区分	現 行	改定案（注）		参 考 (2018 年度平均)
		第 1 期改定 2020（令和 2）年度	第 2 期改定 2023（令和 5）年度	
正会員	収集・運搬業	36,000 円 (3,000 円)	年 43,200 円 (月 3,600 円)	年 50,400 円 (月 4,200 円)
	処分業	60,000 円 (5,000 円)	年 72,000 円 (月 6,000 円)	年 84,000 円 (月 7,000 円)
賛助会員	30,000 円 (2,500 円)	年 36,000 円 (月 3,000 円)	年 42,000 円 (月 3,500 円)	全国 47,676 円 中国 35,800 円
改定率	—	20%	17% (通算 40%)	—

（注）各年度 4 月 1 日改定。